

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための  
給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第二項中「この項において」を削る。

附則第三項を附則第五項とし、附則第二項の次に次の見出し及び二項を加える。

(検討)

3 国は、C型肝炎ウイルスに係る薬害事件の発生から長期間が経過し、法第三条第一項の規定による給付金の支給を請求する者がその者又はその被相続人について特定C型肝炎ウイルス感染者であることを立証することが困難となっていることを踏まえ、この法律の施行後一年以内に、法第二条第三項に規定する投与の事実の推定に関する規定を設けることその他の特定C型肝炎ウイルス感染者であることの立証に係る負担の軽減に資する方策について検討を加え、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 国は、前項に定めるもののほか、この法律の施行後二年以内に、法第三条第一項の規定による給付金の支給の請求に当たって訴訟手続を経ることを要しないものとするなど特定C型肝炎ウイルス感染者の認定を簡易かつ迅速に行うことができるようにすることその他の特定C型肝炎ウイルス感染者の救済に資する方策について検討を加え、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。